

写

22消安第6341号
平成22年10月26日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

野生のカモの糞から高病原性鳥インフルエンザウイルス H5N1 亜型
(強毒タイプ) が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

本日、環境省において、北海道大学が実施している野生のカモの糞便に係るサーベイランスにより、北海道稚内市で採取した野生のカモの糞から H5N1 亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス (強毒タイプ) が分離されたと発表されました。このことは、日本国内に野鳥により高病原性鳥インフルエンザウイルスが侵入していることを意味しています。

高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」(平成22年9月28日付け22消安第5610号農林水産省消費・安全局長通知)、「韓国における高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)の発生について」(平成22年10月18日付け22消安第6155号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)を発出し、飼養衛生管理の周知徹底及び確認をお願いしているところです。また、10月25日には「口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザに関する家畜防疫検討会」を開催し、防疫措置の徹底をお願いしたところですが、今回の事例を踏まえ、下記の事項を再度徹底し、家きんへのウイルス侵入防止等を強化していただきますようお願いいたします。

なお、北海道においては、半径10 km 以内の家きん飼養農場(1戸)への立入検査を既に実施しており、異常がないことを確認していることを申し添えます。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野鳥の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底、消石灰等による畜舎周辺の消毒など、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。)に沿った飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

特に、野鳥と家きんの接触を防ぐため、

- ① 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止する
 - ② 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥等の侵入防止対策を点検する
 - ③ 鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つ
- 等について、家きん飼養農場はじめ関係機関・団体等に的確かつ確実に周知すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針に沿った連絡体制の確認、早期発見・早期通報の徹底、まん延防止体制の調整・周知、焼埋却等の場所の事前確保等、危機管理体制の再点検を行うこと。